

5月31日は、世界禁煙デーです



禁煙週間 令和8年 5月31日(日)～6月6日(土)

禁煙をはじめてみましょう！

5月31日は、WHO(世界保健機関)により定められた「世界禁煙デー」です。また、日本では毎年5月31日から6月6日までを「禁煙週間」と定めています。喫煙は、さまざまな生活習慣病や肺がんなど、深刻な健康被害の原因となっています。さらに、受動喫煙により非喫煙者の健康が損なわれることも問題となっています。自分のため、周りの人のために、禁煙に取り組んでみましょう！



■ 問合せ 健康福祉課 ☎0778-47-8007

令和8年度 河野診療所 診療体制のお知らせ

地域の皆さまの健康を支えるため、令和8年4月より河野診療所の診療体制を一部変更します。また、新たに所長として **新野保路医師** を迎え、より一層充実した医療サービスが提供されます。お体の悩みなど、お気軽にご相談ください。

時間帯 \ 曜日	月	火	水	木	金	土	日
午前	新野 (内科)	河合 (内科)	河合	休診	比嘉 (内科)	石井 (内科)	休診
午後	休診	施設往診	河合 (※1・2)	休診	中村病院からの 派遣医 (※3)	休診	休診

- ※1 第3水曜日の午後は野尻医師(整形外科)
- ※2 水曜日の午後は河合医師に代わり、中村病院からの派遣医となる場合があります。
- ※3 派遣医：野口医師(脳神経外科)、三輪医師(泌尿器科)、石田医師(泌尿器科)

■ 問合せ 河野診療所 ☎0778-48-2610

早期療育支援金支給のご案内

町では、障がいのある6歳未満の児童を送迎する保護者に対して、児童の発育期の適時に、障がいの軽減や機能向上を目的とし、町外の施設への通所や病院に通院する場合に、支援金を支給します。

【対象児】

- 町内に居住し、心身に障がいを有する6歳未満の児童
- ※手帳の有無は問いません。
- ※満6歳に達した日の属する年度までが対象です。

【支給対象者】

- 対象児の保護者で、次のいずれにも該当する方
- ・町内に住所を有し、対象児と同居していること
- ・通所または通院のため、対象児を送迎していること

【支給額】

- 越前市内に通所または通院する場合
- 1回あたり 500円
- 越前市以外に通所または通院する場合
- 1回あたり 1,000円

【申請月】

7月、10月、1月、4月が申請月です。申請月の前3か月分の支援金が、その翌月に支給されます。

【申請方法】

早期療育支援金支給申請書兼請求書、通所・通院証明書をお持ちの上、こども・子育て応援課まで申請をお願いいたします。

※詳細は町ホームページをご確認いただくか、こども・子育て応援課までお問い合わせください。

■ 問合せ

こども・子育て応援課
☎0778-47-8018



町ホームページ